

平成30年度 四谷小学校 P T A 規約 (案)

平成30年4月24日改定版

この規約は上記日付で「P T A 総会」での承認を前提に改定版として作成したものです。
総会で承認されましたら（案）を削除し、確定版として各家庭で保管しておいて下さい。

新宿区立四谷小学校 P T A 規約

2018/04/24

第1章 名称および所在地

第1条 本会は、新宿区立四谷小学校 P T A と称し、新宿区立四谷小学校内におく。

所在地：東京都新宿区四谷2丁目6番地

第2章 目的および活動

第2条 本会の活動目的

会員が互いに協力し、家庭・学校・社会において、児童の健全な成長と幸福をはかることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。

- (1) 会員が互いに教養を高め、教育に対する理解を深める。
- (2) 学校と家庭、地域社会との緊密な連絡を取り、健全な成長環境を整える。
- (3) 会員の健康増進をはかり、親睦を深める。
- (4) その他、この会の目的を達成するために必要な活動を行う。

第3章 方針

第4条 本会は次の方針に従って運営する。

- (1) 会員の総意によって民主的に運営し、自主団体として他から干渉を受けない。
- (2) 主旨を同じくする他の団体および機関と協力する。
- (3) 特定の政党、宗派に偏らず、非教育的、営利的行為を行わない。
- (4) 本会、または、本会役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (5) 本会は、学校の諸問題について意見をするが、学校の管理や教職員の人事に干渉しない。
- (6) 個人情報について、別途定める個人情報保護方針に基づき、責任をもって管理する。

第4章 会員

第5条 本会の会員資格は、次のとおりとする。

- (1) 本校に在籍する児童の父母、または、これに代り児童を養育するもの(以下保護者という)
- (2) 本校に勤務する教職員(以下教員という)

第6条 入会及び退会については以下のとおりとする。

- (1) 本会へは会費の納入完了をもって入会したものとみなす。
- (2) 入会済みの会員については、次年度は自動継続とする。
- (3) 会員は児童の卒業、転校などにより会員資格を失った場合に自動退会となる他、所定の退会手続きをもって本会を退会できる。

第7条 会員は、すべて平等の権利と義務を有し、本会の方針に従って活動する。

第8条 会員は、定められた会費を納入する。

第5章 役員

第9条 本会の役員は、会員の中から選出され、次のとおりとする。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名 (増員は3名まで認める)
- (3) 会計3名(教員から1名) (増員は1名認める)

- (4) 庶務3名(”) (増員は1名認める)

第10条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

役員の任期満了後も、後任者の就任までは任務を負うものとする。

補充の場合は、運営委員会の承認を得るものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は会費の集金を行い、本会の会計事務を管理、報告をする。
- (4) 庶務は一般事務を処理する。

第6章 会計監査委員

第12条 本会の会計を監査するため、会員の中より会計監査委員2名をおく。

第13条 会計監査委員の任期は1年とする。

第14条 会計監査委員は、本会の会計について随時監査し、その結果を総会に報告する。

第7章 役員および会計監査委員の選出方法

第15条 本会の役員および会計監査委員は、次の方法により選出する。

- (1) 役員および会計監査委員は、役員選考委員会において候補者を選考し、総会にて承認する。
- (2) 役員選考委員会は全学級の学級代表委員で構成し、互選により、委員長、副委員長を選出し運営にあたる。
- (3) 役員・会計監査委員の候補者選出方法は、細則で定める。
- (4) 役員選考委員会は、その責任の重大であることを考慮して、任務が終わるまで会議はすべて非公開とし、内容の発表は委員長が行う。
- (5) 役員選考委員会は、選考が終了したら運営委員会で承認を得て、直ちにその任を解く。

第8章 会議

第16条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会 (2) 役員会 (3) 運営委員会 (4) 専門委員会 (5) 特別委員会
- (6) 学級代表委員会 (7) 学級集会 (8) 学年集会

第17条 これらの会議は、本会の目的や方針に基づいて活動と運営にあたる。

第18条 これらの会議は、出席者の過半数をもって議決する。

第9章 総会

第19条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関であり、会長がこれを招集する。

第20条 総会は、会員の中から議長・副議長を選出し、次のことを審議決定する。

- (1) 新役員および会計監査委員候補の報告と承認
- (2) 前年度決算の承認
- (3) 新年度予算の承認
- (4) 各専門委員会の事業報告と事業計画
- (5) その他重要事項

第21条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

第22条 総会は、年度初めに開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第23条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の5分の1以上の要求があったときに開催する。

第24条 臨時総会は、書面決議によって代えることができる（署名総会）。

第10章 役員会

第25条 役員会は、本会の役員及び校長、副校長をもって構成され、本会の運営上必要な企画を行い、運営委員会に提案する他、総会・運営委員会で決定された事項および緊急事項を処理する。

第26条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

第11章 運営委員会

第27条 運営委員会は、本会の役員・専門委員会の委員長および学級代表とで構成する。

第28条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で、必要に応じて会長がこれを招集する。

第29条 運営委員会は、次の事柄を審議決定する。

- (1) 総会に提案する議案の作成と総会で議決された事項の執行
- (2) 事業計画の執行について役員会より提案された事項
- (3) 各専門委員会の事業計画
- (4) 予算案および決算
- (5) 特別委員会の設置
- (6) その他、緊急事項の処理

第12章 学級代表委員会

第30条 各学級との連絡を密にし、本会の活動を充実させるために、学級代表委員会をおく。

第31条 学級代表委員会は、各学級より選出された学級代表で構成し、互選により委員長、副委員長を選出する。

第32条 学級代表委員会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

第33条 学級代表委員会は、各学級代表の提案・報告事項をまとめ、運営委員会に提出する。

第34条 学級代表委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

第13章 専門委員会および特別委員会

第35条 本会の活動を充実させるために、次の専門委員会をおく。

- (1) 文化委員会
- (2) 厚生委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 校外生活委員会
- (5) 居場所事業推進委員会
- (6) スポーツ企画委員会
- (7) 卒業対策委員会

第36条 各専門委員会は、各学級より選出された委員によって構成する。

第37条 各専門委員会は、委員の中から互選によって、委員長、副委員長選出し、その運営に当たる。

第38条 各専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 第39条 各専門委員会の委員長は、運営委員会の構成員となる。
- 第40条 各専門委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第41条 各専門委員会は、事業計画を作成し、運営委員会および役員会に提出しなければならない。
- 第42条 本会は必要に応じ、総会または運営委員会の決議を経て特別委員会を設けることができる。
- 第43条 特別委員会の委員は、運営委員会の議決を経て、その都度決める。
- 第44条 特別委員会は、構成する委員の中から互選によって委員長、副委員長を選出して運営にあたり、その任務が完了したとき、ただちに解散する。

第14章 学級集会および学年集会

- 第45条 学級・学年集会をおき、各学級・学年単位に会員相互の理解と親睦を図る事を目的とする。
- 第46条 学級集会は、その学級ごとの会員によって構成され、会員の互選によって学級代表および各専門委員会委員を選出する。
- 第47条 学級代表および各専門委員会委員の人数構成については、別表を基準に各学級で選出する。
- 第48条 学級代表は、学級集会で決定した事項を学級代表委員会に報告し、運営委員会に提案もしくは報告する。
- 第49条 学級代表および各専門委員会委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
- 第50条 学級集会は、必要に応じて学級代表および各専門委員会委員が招集することもできる。
- 第51条 学年集会は、その学年ごとの会員によって構成し、必要に応じ、各学級の学級代表が話し合って招集することもできる。

第15章 会計

- 第52条 本会の経費は、会費その他の収入で支弁する。
- 第53条 本会の会費は、1世帯あたり年額 3,960円とし、年度始めに全納するものとする。
教員の場合は1名あたり年額 1,980円とし、年度始めに全納するものとする。
- 第54条 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行うものとする。
- 第55条 本会の予算編成は、役員会において行い、総会の議決・承認を得なければならない。
- 第56条 本会の決算は、会計監査委員の監査を経て、総会に報告をされ承認を得なければならない。
- 第57条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第16章 顧問および相談役

- 第58条 本会に顧問および相談役をおくことができる。
- (1) 顧問には本会の会長として務めた者、本校で勇退した校長を、総会の承認を得て決定する。
- (2) 相談役は本会の役員として2期以上務めた者を、総会の承認を得て決定する。任期は2年とする。
- 第59条 顧問および相談役は、会長の諮問機関として本会の発展に協力する。

第17章 細則

- 第60条 本会の運営に関して必要な細則または内規は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。
- 第61条 運営委員会は、細則または内規を制定し、または改廃したときは、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第18章 付則

第62条 本会の規約は総会の議決を得なければ改定することができない。

第63条 本会は平成19年4月12日に発足し、同日より本規約を施行する。

細 則 (平成19年4月12日より施行)

第1章 専門委員会および学級代表委員会に関する事項

第1条 文化委員会は、会員相互の親睦を図り、以下の活動を行う。また、学校行事への保護者・地域の協力を促す活動を行う。

- (1) 教養を高め自己研さんするための活動
- (2) 年間を通して、学校内に於いてベルマークの収集や使途の企画運営を行う。

第2条 厚生委員会は、会員相互の親睦を図り、児童および会員の健康増進と福利厚生に関する活動を行う。

第3条 広報委員会は、広報誌等の編集発行を通して会員意識を高める活動、本会の活動状況、本校教育の周知徹底などの活動を行う。

第4条 校外生活委員会は、学校における校外生活指導組織および指導方針に協力し、児童の校外における生活の指導を行う。また、地域環境をより教育的に改善していくための活動と、交通安全、防災、子どもを守る防犯活動を行う。

第5条 居場所事業推進委員会は、学校における児童の放課後活動と休日活動の推進を行い、関係機関と連携する。

第6条 学級代表委員は、学校の教育方針およびP T Aの目的と活動の趣旨が会員に徹底するよう活動するとともに、学級の意見を上申する。その他、学級児童および会員の弔事については、学級を代表して弔意を表する。

第7条 スポーツ企画委員会は、児童及び保護者、教職員、地域の方等が参加できるスポーツイベントの企画、運営を行う。

第8条 卒業対策委員会は、卒業へ向けてのアルバム作成、謝恩会等の企画・運営を行う。

第2章 役員・会計監査委員の選出方法について

第9条 役員および会計監査委員候補の選出方法、定員については次のようにする。

- (1) 役員選考委員会は、会員の中からまず会長を選出し、本人の承諾を取付けて決定する。
- (2) 役員選考委員会は、会長人事の決定後、役員人事を新会長の意向を受け選出する。新会長は選考委員会の意向に従うこととする。
- (3) 役員選考委員会の協議により副会長、会計、庶務の増員を認める。

第3章 会員の親睦・活動の支援について

第10条 教員の転任、退職について

教員の転任、退職時に記念品を贈るものとする。

但し、記念品は2,000円を越えないものとする。

第11条 P T A運動部・サークル活動支援について

- (1) 会員の教養向上及び相互親睦のため、P T A運動部・サークルを設立することができる。
- (2) P T A運動部・サークルには必要に応じて支援する。
- (3) P T A運動部・サークルの活動は、学校活動を妨げてはならない。

以上

(別表)
学級代表および各専門員会委員の人数構成

所属委員会	構成人数／クラス
(1)学級代表	2名
(2)文化委員会	1名
(3)厚生委員会	1名
(4)広報委員会	1名
(5)校外生活委員会	1名
(6)居場所事業推進委員会	1～3年 2名
	4～6年 1名
(7)スポーツ企画委員会	1名
(8)卒業対策委員会	5年 1名
	6年 2名